

10年保存

地発第 0331016 号  
基発第 0331023 号  
平成 20 年 3 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長  
(公 印 省 略)

厚生労働省労働基準局長  
(公 印 省 略)

#### 労災保険専門調査員の配置について

労災保険給付実地調査員については、「労災保険給付実地調査員規程（平成 13 年厚生労働省訓第 51 号）」及び平成元年 5 月 29 日付け基発 278 号「労災保険給付実地調査員について」に基づき、労災保険に係る不正受給を防止するため労働基準監督署に配置してきたところであり、また、労災保険審査専門調査員については、「労災保険審査専門調査員規程（平成 13 年厚生労働省訓第 53 号）」及び平成 2 年 6 月 8 日付け基発第 344 号「労災保険審査専門調査員について」に基づき、労働者災害補償保険審査官を補助し労災保険給付に関する決定を不服とする審査請求に係る事務処理の迅速化を図るため都道府県労働局に配置してきたところである。

今般、効率的な業務運営を図るため、都道府県労働局の実情に応じた配置が可能となるよう、労災保険給付実地調査員及び労災保険審査専門調査員を統合し、新たに労災保険専門調査員（以下「調査員」という。）を設置することとしたところである。

については、平成 20 年度より別紙 1「労災保険専門調査員規程（平成 20 年厚生労働省訓第 52 号）」及び別紙 2「労災保険専門調査員設置要領」に留意し、調査員の設置の所期の目的を達成するよう配慮するとともに、効果的な業務運営に努められたい。

なお、平成元年 5 月 29 日付け基発第 278 号「労災保険給付実地調査員について」及び平成 2 年 6 月 8 日付け基発第 344 号「労災保険審査専門調査員について」は、平成 20 年 3 月 31 日限りで廃止する。

○厚生労働省訓第 5 2 号

部 内 一 般

労災保険専門調査員規程を次のように定める。

平成 2 0 年 3 月 2 7 日

厚生労働大臣 舛添 要一

労災保険専門調査員規程

(設置)

第 1 条 労働者災害補償保険法（昭和 2 2 年法律第 5 0 号）の規定による保険給付（以下「保険給付」という。）の適正化を図るため、並びに同法第 3 8 条第 1 項の規定による審査請求並びに労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）第 8 6 条第 1 項の規定による審査及び仲裁の事務（以下「審査事務等」という。）の迅速な処理に資するため、都道府県労働局及び労働基準監督署に労災保険専門調査員（以下「調査員」という。）を置く。

(委嘱)

第 2 条 調査員は、保険給付に係る業務又は審査事務等に深い関心と理解を有する者であって、次条に規定する職務を行うのに必要な能力を有するもののうちから委嘱する。

(職務)

第 3 条 労働基準監督署に置かれた調査員は、労働基準監督署長の指示を受けて、次に掲げる事務を行う。

- (1) 偽りその他不正の行為による保険給付の受給を防止し、及び早期に発見するための調査及び情報の収集に関すること。
- (2) 偽りその他不正の行為による保険給付の受給を防止するための医療機関、事業主団体等に対する啓発及び指導に関すること。

2 都道府県労働局に置かれた調査員は、労働者災害補償保険審査官の指示を受けて、次に掲げる事務を行う。

- (1) 審査事務等の処理に必要な調査、文献の収集及び資料の作成に関すること。
- (2) 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和 3 1 年法律第 1 2 6 号）第 1 5 条第 1 項第 3 号の規定による鑑定又は同項第 5 号の規定による医師の診断についての同項第 3 号の鑑定人又は同項第 5 号の医師との連絡に関すること。

(任期等)

第 4 条 調査員の任期は、1 年とする。

2 調査員は、非常勤とする。

(秘密を守る義務等)

第5条 調査員及び調査員であった者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）の定めるところにより、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

2 調査員は、国家公務員法に規定する政治的行為をしてはならない。

(その他の事項)

第6条 この規程に定めるもののほか、調査員に関し必要な事項は、厚生労働省大臣官房  
地方課長及び厚生労働省労働基準局長が定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

## 「労災保険専門調査員設置要領」

労災保険専門調査員（以下「調査員」という。）の配置については、「労災保険専門調査員規程」（平成20年厚生労働省訓第52号）により、その大綱が定められたところであるが、その細目は次のとおりである。

## 1 職務

労働基準監督署（以下「監督署」という。）に置く調査員は、労働基準監督署長の指示を受けて、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による保険給付の適正化を図るため、次の第1号、第2号及び第3号に掲げる事務を行い、都道府県労働局に置く調査員は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）の指示を受けて、同法第35条第1項の規定による審査請求並びに労働基準法（昭和22年法律第49号）第86条第1項の規定による審査及び仲裁に係る事務（以下「審査事務等」という。）のうち、次の第4号及び第5号に掲げる事務を行う。

- (1) 労災保険給付に係る不正受給を防止し、並びに早期に発見するための被災労働者、事業主及び医療機関等に対する調査に関すること。
- (2) 不正受給に関する電話、郵便、風評等による情報の収集及び確認に関すること。
- (3) 不正受給の防止のための事業主及び医療機関等に対する指導、啓発に関すること。
- (4) 審査事務等の処理のため必要な調査、文献の収集及び資料の作成に関すること。
- (5) 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第15条第1項第3号の規定による鑑定又は第5号の規定による医師の診断についての鑑定人又は医師との連絡に関すること。

## 2 委嘱

調査員は、非常勤とし、次の要件を具備したもののうちから都道府県労働局長（以下「局長」という。）が委嘱する。

- (1) 社会的信望があり、監督署の行う業務又は審査官が行う業務に深い関心と理解をもつ者であって各業務に積極的に協力する熱意を有するとともに、相当長期にわたって労災保険業務の経験を有すると認められる者であること。
- (2) 調査員に委嘱されることにより自己の利益を図り、又は政治的に利用しようとする者でないこと。
- (3) 公選による公職にある者若しくはその立候補者又はこれに準ずる者でないこと。
- (4) 他の職務に従事している者については、その業務に拘束されて調査員の業務が不十分となるおそれのない者であること。

## 3 任期等

調査員の任期は、原則1年とし、委嘱日は原則毎年4月1日とする。ただし、在任期間中であっても、後記5に定める遵守義務に違反した場合には、委嘱を解く。

また、任期途中において調査員の交替があった場合には、後任者の任期は前任者の残

留任期とする。

なお、調査員としての在任中、当該職務の推進に積極的に貢献し、今後もその協力が得られる者については、再任を妨げない。

#### 4 報酬

調査員に対して、予算の範囲内において謝金及び旅費を支給する。

#### 5 遵守義務

調査員は、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 職務上知り得た秘密を守ること。
- (2) 公平な立場を堅持し、一般社会の信望に応えられるように努めること。
- (3) その職務を行うに当たり、利益を得又は特定の者に便宜を与えてはならないこと。
- (4) 調査員の地位を利用して政治的行為を行ってはならないこと。

#### 6 発令手続

調査員の委嘱又は解職については、局長は次の発令手続を行う。

##### (1) 委嘱の場合

イ 局長は調査員を委嘱しようとするときは、次の書類を整える。

- ①本人の承諾書（様式1）1通
- ②履歴書（様式2）1通
- ③委嘱辞令（写）（様式3）1通

なお、履歴書の記載事項については、特に国家公務員法第38条（欠格事項）該当の有無に注意すること。

ロ 局長は、委嘱をしたときは、労災保険専門調査員証票（様式6）（以下「調査員証票」という。）を交付すること。

##### (2) 再委嘱の場合

委嘱の場合に準じて取り扱うものとするが、履歴書は不要として差し支えない。

##### (3) 解職の場合

イ 局長は、調査員を解職しようとするときは、次の書類を整える。

- ①解職辞令（写）（様式4）1通

なお、調査員が死亡した場合には、すみやかに遺族等から死亡届（様式5）を徴すること。

ロ 局長は、調査員を解職したときは、調査員証票を遅滞なく返納させること。

##### (4) 公務災害

調査員が公務上の災害を受けた場合には、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）に基づく所定の手続をとること。

##### (5) 執務準則

調査員が、その業務を行うに当たっては、別紙「労災保険専門調査員執務準則」により行う。

様式1

就 任 承 諾 書

年 月 日

〇〇労働局長 殿

氏 名 印

労災保険専門調査員に就任することを承諾します。

履 歴 書

現 住 所

氏 名

生年月日

学 歴

年 月 日〇〇〇大学 〇〇学部 〇〇科卒業

(注) 最終学歴の記載で足りる。

職 業

年 月 日

(注) 現在の職業及び労働基準行政に従事したことがある場合には、  
最終の官職名及び退官日を記載すること。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名 印

様式 3

氏 名

労災保険専門調査員を委嘱する。

任期は、 年 月 日までとする。

年 月 日

〇〇労働局長 氏 名 印

様式4

氏 名

労災保険専門調査員の委嘱を解く。

年 月 日

〇〇労働局長 氏 名 印

死 亡 届

年 月 日

〇〇労働局長 殿

遺族 氏 名 印  
続柄

下記の者は、 年 月 日（病名等 ）のため  
死亡したので、お届けします。

記

〇〇労働局（又は労働基準監督署）  
労災保険専門調査員

氏 名

様式 6 (表面)

第 号

労災保険専門調査員証票

氏名 ○ ○ ○ ○ ( 歳 )  
○○ 年 月 日生  
住所 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

上記の者は労災保険専門調査員であることを証明する

平成 年 月 日

○○労働局長 印

( B 8 版 )

様式 6 (裏面)

(注 意)

1. この証票は、調査のため事業場等を訪問するときは必ず携帯し、面接者の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。
2. この証票は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。
3. この証票を紛失したとき、または記載事項に変更があったときは、ただちに発行者に届け出なければならない。
4. この証票は、新たな証票の交付を受けたとき、または推進員を解嘱されたときは、ただちに発行者に返納しなければならない。
5. この証票の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

( B 8 版 )

(注) この証票については本省において印刷別途管理換する。

「労災保険専門調査員執務準則」

- 1 労災保険専門調査員（以下「調査員」という。）は、その職務を行うに当たっては、「労災保険専門調査員規程（平成20年厚生労働省訓第52号）」によるほか、この労災保険専門調査員執務準則によらなければならない。
- 2 労働基準監督署（以下「監督署」という。）に置く調査員は、労働基準監督署長（以下「署長」という。）の指示を受けて、次の第1号、第2号、第3号に掲げる業務を行い、都道府県労働局（以下「労働局」という。）に置く調査員は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）の指示を受けて労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第35条第1項の規定による審査請求並びに労働基準法（昭和22年法律第49号）第86条第1項の規定による審査及び仲裁に係る事務（以下「審査事務等」という。）のうち次の第4号及び第5号に掲げる業務を行う。
  - (1) 労災保険給付に係る不正受給を防止し、並びに早期に発見するための被災労働者、事業主及び医療機関等に対する調査に関すること。
  - (2) 不正受給に関する電話、郵便、風評等による情報の収集及び確認に関すること。
  - (3) 不正受給の防止のための事業主及び医療機関等に対する指導、啓発に関すること。
  - (4) 審査事務等の処理のため必要な調査、文献の収集及び資料の作成に関すること。
  - (5) 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第15条第1項第3号の規定による鑑定又は第5号の規定による医師の診断についての鑑定人又は医師との連絡に関すること。
- 3 監督署に置く調査員は、一方的見解又は誤った法令解釈による指導及び調査を行うと、当事者に不足の損害を与えるおそれがあるばかりでなく、監督署の行う業務に重大な支障をきたす結果となるので、調査員は、常に署長の指示を受けて適正な指導及び調査を行わなければならない。

また、労働局に置く調査員は、その職務の遂行に当たっては、審査事務等の公正に関する社会的信頼を傷つけることのないよう、審査官の指示を受けて誠実にその職務を行わなければならない。
- 4 監督署に置く調査員は、上記2に掲げる業務を行うに際して、当該事案が次の各号の一に該当する場合には、その都度署長に報告し、その処理について署長の指示を受けなければならない。
  - (1) 当該事案の内容が、労災保険給付に係る不正受給であるとき、又はその疑いがあるとき
  - (2) 自らその調査に当たることが適当でない判断したとき

- (3) 当該事案の内容が、他の行政機関に関係すると認められたとき
- (4) 当該事案の当事者に、調査を拒否されたとき
- (5) その他事案の内容から判断して、署長の指示を受ける必要があると認められるとき

5 調査員は、2に掲げる業務を行った場合には、労災保険専門調査員日誌（様式第1号）に所定の事項を記載し、月の初めに前月分について署長又は審査官に報告するものとする。

また、調査員は、2に掲げる業務に関し、庁外活動を行ったときは、庁外活動報告書（様式第2号）を遅滞なく署長又は審査官に提出するものとする。

6 調査員は、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 職務上知り得た秘密を守ること。
- (2) 公平な立場を堅持し、一般社会の信望に応えられるように努めること。
- (3) その職務を行うに当たり、利益を得又は特定の者に便宜を与えてはならないこと。
- (4) 調査員の地位を利用して政治的行為を行ってはならないこと。
- (5) 庁外活動を行う場合には、身分を示す証票を携帯すること。
- (6) 監督署に置く調査員は、署長の指示を受けて労働者災害補償保険法第48条の規定により同法の適用を受ける事業の行われる場所に臨検し、関係者に質問し、若しくは帳簿書類を検査し、又は同法49条の規定により物件を検査する場合には、労働者災害補償保険法第48条及び第49条に規定するその身分を証明する証票を携帯すること。

様式第1号

労災保険専門調査員日誌

( 年 月分 )

〇〇労働局（又は労働基準監督署）

労災保険専門調査員

〇 〇 〇 〇 印

(様式1-2)

月 日 ( )	勤務時間 午 前・後 時 ~ 午 前・後 時
庁内活動内容又は審査請求事件名	業務の概要

月 日 ( )	勤務時間 午 前・後 時 ~ 午 前・後 時
庁内活動内容又は審査請求事件名	業務の概要

様式第2号

労災保険専門調査員庁外活動報告書

平成 年 月 日

〇〇労働局労働者災害補償保険審査官

）殿

〇〇労働基準監督署長

〇〇労働局（又は労働基準監督署）

労災保険専門調査員

氏

名

印

労災保険審査業務

）について、平成 年 月 日

労災保険に係る不正受給防止業務

庁外活動を行った結果を下記のとおり報告します。

記

用 務	出張先名称、所在地	業 務 内 容